に努めています。

(I) 土壌汚染に係るリスクコミュニケーションの 推進

土壌汚染対策においては、調査や対策の実施だけでなく、汚染状況や講じる対策の内容について

公表・説明し、市民の不安を解消するための「リスクコミュニケーション」が重要です。大阪市では、土壌汚染物質による環境リスクやリスク管理 手法についての情報の収集・提供やコミュニケーション手法の指導などを実施しています。

4 化学物質

(1) 事業者による自主的な化学物質管 理の促進

化学物質を取り扱う事業者のうち、一定の業種 や要件(従業員数、取扱量等)に該当する事業者 は、対象となる化学物質の環境への排出量・事業 者による自主的な管理等について、「特定化学物質 の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進 に関する法律」(以下「PRTR法」という。)や府 条例に基づく届出が義務付けられています。

大阪市では、こうした届出の受付に加え、市域内の化学物質の排出量のデータを公表するなど、市民や事業者の方に化学物質についての関心を深めていただくとともに、事業者による化学物質の自主管理の促進を図るなど、化学物質の環境への排出抑制に努めています。

なお、平成22年度から届出対象物質の見直しがあり、大阪市域における排出量は、2,170トンでした。そのうち、1,846トンを揮発性有機化合物が占めています。

(2) 有害化学物質対策

① 有害大気汚染物質の環境モニタリング

大阪市では、「大気汚染防止法」に基づき、健康リスクがある程度高いと考えられる21 物質につ

いて環境モニタリングを行っています。

そのうちベンゼンなどの 4 物質には環境基準が設定されており、またアクリロニトリルなどの 8 物質には健康リスクの低減を図るための指針値が設定されていますが、平成 23 年度はすべての調査地点でこれらを下回りました。

② 有害大気汚染物質対策

「大気汚染防止法」では、ベンゼン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンの3物質を「指定物質」とし、排出施設及び抑制基準が設定されており、大阪市では事業者に対し排出抑制を指導しています。

また、府条例では、人に対する発がん性や毒性 の見地から 23 物質が有害物質として規制されて います。

そのうち発がん性のあるクロロエチレンなどの 6物質については、設備・構造基準が、また毒性 が強いカドミウムなどの17物質については、排 出口基準が適用され、これらの遵守について指導 を行っています。